

福生市まちづくりに資する
寄附金（ふるさと納税）

6月1日から30日までの間に鶴野千代子様、福生社交飲食業組合代表板橋榮子様、須藤てる様ほか匿名7名の方から計22万876円のご寄附をいただきました。寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。

【問合せ】契約管財課管財係 ☎551・1535

コンビニ交付をご利用ください

マイナンバーカードをお持ちの市民の方は、全国のコンビニ等のマルチコピー機で住民票の写し等の各種証明書を取得できます。

【利用できる店舗】セブンイレブン、ファミリーマート

ト、ローソンなどの全国のコンビニエンスストア等 ※マルチコピー機設置の店舗に限りです。

【取得できる証明書】住民票の写し、印鑑登録証明書、課税（非課税）証明書、戸籍の全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し ※戸籍の証明書は本籍地が福生市の方に限りです。

【利用時間】午前6時30分～午後11時（土・日・祝日を含む）。※年末年始およびシステムメンテナンス日は除く。

※利用の際には、カード交付時に設定した4桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書）が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

▼コンビニ交付サービス停止のお知らせ

8月4日(土)は、システムメンテナンスのため、サービス停止いたします。

ビスを終日停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いたします。

【問合せ】総合窓口課 ☎551・1595

マイナンバーカードの交付申請をされた方へ

現在、申請後1か月半程度で、交付準備ができた方から順次、市から交付通知書を郵送しています。

交付通知書が届いている方は、記載してある必要なものを持参のうえ、市役所1階7番総合窓口課にお越しください。

表示されている保管期限を過ぎていても受け取れませんが、一定期間経過後、受取りに來られない場合は、再度通知を送ります。その後も受取りに來られない場合は、マイナンバーカードを廃棄します。

もしカードが必要でない場合は、免許証等の本人確認書類を持参のうえ、取消の手續きにご来庁ください。また、本人からの電話でも取消手續きが可能です。

【問合せ】総合窓口課 ☎551・1595

7月の納税のお知らせ

7月は固定資産税・都市計画税（第2期）、国民健康保険税（第1期）、介護保険料（第1期）、後期高齢者医療保険料（第1期）の納期です。納期限は7月31日(火)です。また、口座振替は7月31日(火)の予定です。

※納期を過ぎると延滞金が課されます。

【問合せ】収納課 ☎551・1578

固定資産（土地・家屋）現況調査の実施について

平成31年度固定資産税の課税にあたり、現況を把握するための調査を行います。調査の際、職員は「徴税吏員証」を携帯します。敷地内に立ち入る場合もありますので、ご協力をお願いします。

また、今年中に土地の利用状況に変更のあった場合や家屋の用途を変更した場合、平成31年度から評価額が変わる場合がありますので、課税課資産税係へご連絡ください。

【実施期間】8月から
【問合せ】課税課資産税係 ☎551・1614

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

後期高齢者医療被保険者で、同じ世帯の全員が住民税非課税の方は、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「減額認定証」）を医療機関の窓口で提示すると、自己負担限度額が適用され、現在の食費が減額されます。

現在交付している減額認定証の有効期限は7月31日です。過去に減額認定証を交付された方で、平成30年度住民税非課税世帯の方には、8月1日から使用する

新しい減額認定証を7月下旬に送付します（再度申請する必要はありません）。※新たに減額認定証の対象者には、7月下旬に申請書を送付します。市役所1階5番保険年金課後期高齢医療係で申請してください。

※有効期限が切れた減額認定証は使用できなくなり、現在ご使用の減額認定証は、ご自身で破棄するか、8月1日以降に保険年金課後期高齢医療係にお返しください。

【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎551・1767

後期高齢者医療限度額適用認定証について（3割負担の方）

後期高齢者医療被保険者証の自己負担割合が3割の方で、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合は、申請することによって「後期高齢者医療限度額適用認定証」（以下「限度額認定証」）の交付を受けることができます。

限度額認定証を医療機関等に提示すると、窓口で支払う保険適用医療費の自己負担限度額が適用されます。

※限度額認定証の対象者には、8月上旬に申請書を送付しますので、市役所1階5番保険年金課後期高齢医療係で申請してください。

【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎551・1767

「福生市・武蔵村山市」2市合同職員採用説明会開催!
【日時】8月3日(金)午後1時30分～3時10分
【場所】東京しごとセンター多摩第4・第5会議室（国分寺市南町3-22-10）
【対象】次の①②に該当する方
①平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方
②一般行政職を受験希望の方
※武蔵村山市の応募要件、募集職種は異なります。
【定員】100人（事前予約制）
【申込み】受付中。東京しごとセンター多摩のホームページまたは電話（☎042・329・4510）でお申し込みください。

保健師嘱託員募集
【募集人員】若干名
【雇用期間】9月1日～平成31年3月31日（翌年度以降、期間の更新の制度あり）
【勤務時間】月～土曜日のうち週4日勤務（月16日以内）原則、午前8時30分～午後5時15分（7時間45分）
※水曜日は午前11時15分～午後8時までのローテーション勤務あり
【受験資格】保健師の資格を有する方
【報酬】月額260,400円
【試験方法】面接（8月9日(木)）
【申込み】7月17日(火)～8月7日(火)（土・日曜日を除く）の間に、本人が履歴書（写真貼付）および資格を有することを証明できるもの（原本および写し）を市役所第一棟5階職員課 ☎551・1589へ持参、または郵送（〒197-8501 福生市本町5）※8月7日(火)必着）してください。

住所異動の際には必ず届出を行ってください

- ◆市内に転入したときは
市内に引っ越してきた方は、住み始めてから14日以内に転入の届出が必要です。
・他の市区町村から転入する場合…転出証明書が必要です。前住居地の市区町村で交付を受けてください。
・海外から転入する場合…パスポートと戸籍謄本および附票または在留カード等が必要です。
- ◆市外へ転出するときは
他の市区町村、海外へ引っ越す方は、転出の届出が必要です。他の市区町村へ転出する場合、届出の際にお渡しする転出証明書を

持って新住居地で転入の届出をしてください（海外へ転出の場合は、転出証明書は不要です）。

- ◆市内で転居したときは
新しい住所に住み始めてから14日以内に転居の届出が必要です。
- ◆届出に必要なもの
運転免許証等の本人確認書類が必要になります。また次のカードをお持ちの方は、住所変更を行いますので持参してください。[マイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書]
※手續きに時間がかかる場合がありますので、午後4時30分（水曜日は午後7時30分）ごろまでにお越しください。
【問合せ】総合窓口課 ☎551・1595

住所異動の際には必ず届出を行ってください

【七夕まつり期間中の時間外開庁について】

8月4日(土)は福生七夕まつり期間中のため、市役所・保健センターは閉庁します。

【問合せ】企画調整課企画調整担当 ☎551・1528